

45・11 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部の経済的に修学困難な学生に対する学費減免型奨学金支給規程

制定 平成 29 年 5 月 10 日

(目的)

第1条 この規程は、名古屋経済大学大学院、名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部に入学後、家庭の事情の大きな変化（保護者の死亡、病気、失職等）により経済的に修学が困難と認められる在学学生に対し、学費減免型の奨学金を支給し、もって当該学生の修学を支援することを目的とする。

(財源)

第2条 この奨学金の財源は、学校法人市邨学園が前条に掲げる目的のための名古屋経済大学奨学基金（以下「未来支援基金」という。）として設定した資金であり、毎年度これへの寄附金及びその運用果実をもってこれに充てるものとする。

(基金の管理・運営)

第3条 未来支援基金の管理及び運営は、名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部の経済的に修学困難な学生に対する奨学基金運用規程に基づき、法人本部財務担当部長がこれにあたる。

(選考手順)

第4条 名古屋経済大学学長は、原則として、各学期ごとに奨学金給付希望者を公募し、奨学生を決定するために学費減免措置認定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 本学ですでに学費減免等の特別奨学生となっている学生は、応募することができない。

3 委員会の運営及び学費減免措置の実施に関することは、別に定める。

(決定)

第5条 奨学生の採用は、委員会が、学力及び人物がともに優秀で、向学心堅固でありながら、経済的に修学が困難と認められる学生を出願者中より選考し、学長が委員会に諮りその議を経て、学長がこれを決定する。

2 前項に定める経済的に修学が困難と認められる学生とは、次のア又はイの家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。以下同じ。）に該当する学生をいう。ただし、緊急の場合に限り、当年の収入見込額を家計基準

の金額とみなすことができる。

- ア 給与所得者 420 万円以下
- イ 給与所得者以外 177 万円以下

- 3 奨学生の人数は、学長が毎学期ごとに、委員会と協議してこれを決定する。
- 4 奨学生が次学期において継続出願することは、これを妨げない。

(給付金額等)

第6条 奨学金は、その給付期間を1カ年、奨学生1人に対する給付額を年額上限100万円とし、原則として、4月5日及び9月20日の2回に分けてこれを支給する。

(資格の取消)

第7条 奨学生が学業の状況又は性行等により奨学生として適格性を欠いたと認められたときは、奨学生の資格を取り消す。

- 2 前項による奨学金の給付の停止は、名古屋経済大学学務総合センター長が委員会に諮り、委員会の議を経て学長が決定する。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金は、これを返還することを要しない。ただし、次に掲げる場合には、学長は、奨学金の返還を請求することができる。

- (1) 奨学生が奨学金を第1条に定める目的に反して用いたとき
- (2) 奨学金受給後において、奨学生として適格性を欠いたと認められたとき
- (3) 奨学生が退学等により本学学生でなくなったとき

(所管)

第9条 本規程に関する所管は、学務部とする。

(併給)

第10条 本学の支給する特別奨学金を除き、日本学生支援機構等の支給する奨学金その他の奨学金との併給は、これを妨げない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、名古屋経済大学評議会及び名古屋経済大学大学院委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。